

預金口座の売買などの勧誘にご注意ください！

SNS 等で「預金口座やキャッシュカードを買い取ります」などと勧誘する行為が存在しています。口座を売買・譲渡したり、第3者に利用させたり(レンタル)することは犯罪で、刑事罰の対象になりますので、絶対にこうした勧誘に応じないでください。

このような行為は「犯罪」です！

- ・ 預金口座(預金通帳・キャッシュカード・インターネットバンキングなど)の売買・譲渡や、第3者に利用させること(レンタル)。(犯収法違反※¹)
- ・ 借金の担保として、預金口座を提供すること。(犯収法違反※¹)
- ・ 売買・譲渡・レンタルを目的に、預金口座を開設すること。(詐欺罪※²)
- ・ 他人名義・架空名義の預金口座を開設すること。(詐欺罪※²)

- 「闇バイト募集」は「アルバイト募集」ではなく、「犯罪実行者の募集」です。
- 騙されて、もしくは、誤って口座を提供しないよう注意してください。
- 提供してしまった口座は、犯罪集団によって特殊詐欺や投資詐欺、ヤミ金など悪用されてしまいます。この場合、口座を提供した者も犯罪に加担したとみなされることがあります。

※1犯罪収益移転防止法違反(1年以下の懲役もしくは100万円以下の罰金、またはその両方)

※2刑法詐欺罪(10年以下の懲役)

「軽い気持ち」が「重い結果」を招きます

- (1) 犯罪者として警察に逮捕されるほか、新聞やテレビなどで報道されるため、日常生活や仕事に支障をきたします。
- (2) 預金口座がすべて凍結されますので、銀行取引が利用できなくなります。
- (3) 将来にわたって、新たな預金口座開設ができなくなります。茨城県信用組合だけでなく、日本全国の金融機関で取引ができなくなることがあります。
- (4) 日常生活や就職が不便・不利になります。例えば…
 - 預金口座での給与受取ができません。就職に支障をきたします。
 - 公共料金や携帯電話料金、クレジットカードなどの口座振替ができません。

- 茨城県信用組合は、利用目的を偽った口座開設、口座の売買・譲渡・レンタル、第3者による口座利用が判明した場合、普通預金規定に則り、口座の凍結・解約を行うと同時に、警察に通報するなど、厳正に対処いたします。
- 茨城県信用組合は、お客様を詐欺などの被害からお守りするために、お取引内容の確認をさせていただくことがございます。お客様の資産を守るため、ご理解とご協力をお願いいたします。



いつも親切

茨城県信用組合

私たちは皆さまを金融犯罪からお守りいたします。

茨城県警・常陽銀行・筑波銀行・水戸信用金庫・結城信用金庫・茨城県信用組合・JAバンク茨城

※警察庁・金融庁の要請・指導に従い、法人のお客さまを含むお客さまに広くご案内しております